

議案第83号

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区監査委員の給与等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。